

会 議 録

会議体名		令和5年度第1回男女共同参画推進委員会
開催日時		令和5年10月23日（月）15時～16時
場 所		豊島区役所 庁議室
出席者	委員	副区長、総務部長、人事課長、人材育成担当課長、生活産業課長、自立促進担当課長、高齢者福祉課長、障害福祉課長、生活福祉課長、健康推進課長、子育て支援課長、子ども家庭支援センター所長、指導課統括指導主事
	事務局	男女平等推進センター所長・係長・係員
公開の可否	会議	非公開
	会議録	公開
会議次第		<p>議題</p> <p>1 豊島区男女共同参画推進条例改正について</p> <p>2 その他</p>
会議資料		<p><資料></p> <p>令和5年度第1回男女共同参画推進委員会 次第</p> <p>資料1：豊島区男女共同参画推進条例改正について（案）</p> <p>資料2：検討スケジュール</p>
委員長	<p>ただいまより、令和5年度第1回男女共同参画推進委員会を開催する。</p> <p>それでは次第に沿って進める。</p> <p>議題1「豊島区男女共同参画推進条例改正について」事務局より説明をお願いする。</p>	
事務局（所長）	<p>はじめに資料1および資料2について説明する。これまでの経緯として、令和5年第1回定例会の予算特別委員会において、家族のかたちがいろいろあってもよいのではないかというご意見に対し、前向きに検討していくといった答弁をしていた。男女共同参画推進条例において、「パートナーシップとは」ということを規定しているので、条例改正が必要になってくる。次に改正内容については、ファミリーシップの定義を「パートナーシップにある者及びその一方又は双方の近親者としての関係であって、規則で定める要件を</p>	

会 議 録

満たすものをいう。」とすることを考えている。次に、ファミリーシップの範囲については、他の自治体を見ると、子のみを規定しているところや、3親等まで含んでいるところなど様々であった。また、要綱で定めている自治体が多く、条例で定めてしまうと改正が難しい部分もあり、条例にて範囲を定める場合は「子（養子を含む）及び親（養親を含む）」を考えている。次に、規則で定める要件については、足立区や世田谷区は要綱で定めているが、豊島区は、規則で定めることとし、子および親を家族の範囲とし、子については生計同一要件も定めることを検討している。また、同意要件については、「届け出をする場合には同意を得る」というような形で定めることを検討している。次に、資料2「改正時期スケジュール」について説明する。まず、本日の庁内会議にて提案させていただき、区長附属機関である男女共同参画推進会議にて、制度案の概要や、条例の素案について審議をしていただく予定である。その後、政策経営会議を経て、令和6年定例会にて、改正条例の素案とパブリックコメントの実施について報告する。そして、パブリックコメントの実施後に、次回定例会にて改正条例案を提出し、制度開始を考えている。

次に、その他報告事項として、当事者であるカップルの方々数組にお話を伺ったので報告する。いただいた意見としては、「ファミリーシップ制度も条例で位置づけた方がよい。」「ファミリーシップの範囲や要件については、色々な考えがあるため、柔軟に対応できる方でよいのではないか。」「一定期間経過後に、要件を見直しするなど、定めておいたほうがよい。」といった意見があった。また、やはり病院における家族の証明が一番難しいため、心理的安全性の確保という意味でも、制度だけは作っていただいた方がありがたいというご意見をいただいた。

委員長

23区でファミリーシップ制度を導入しているのはどこの自治体か。

事務局（所長）

足立区と世田谷区であり、要綱で定めている。ただし、実績についてはファミリーシップ制度を最初に導入した明石市でも、まだ数件ということで、実際に制度を利用していくということはまだ少ないかもしれない。しかし、改

会 議 録

委員長	<p>正をしようといったところから1年近く時間がかかってしまうので、今から枠組みを作ること始めていこうと考えている。</p>
事務局（所長）	<p>ファミリーシップの認定については、具体的にどのような形を想定しているのか。</p>
委員長	<p>届出という形なので、区に対し、ファミリーシップ関係にあるということの届出をしてもらう。区はその届出に対し、受理証明書を出すという形である。</p>
事務局（所長）	<p>パートナーシップについても同様の流れか。</p>
委員長	<p>同様である。</p>
事務局（所長）	<p>どれぐらいの届出件数を見込んでいるのか。</p>
委員長	<p>他自治体の状況も鑑みると、年に1件か2件程度と想定している。</p>
事務局（所長）	<p>どのような機関に働きかけていくのか。例えば病院などが考えられるが。</p>
委員長	<p>直接の働きかけは未定であるが、東京都の方で毎年、年に2回、各自治体や民間で活用できる事業について調査をしている。そちらを通して都と連携しているので、例えば、携帯電話の家族割が使えるといった事例が出てくるかと思われる。もちろん都の制度では、パートナーシップであれば、救急搬送先の情報提供を受けられるということにもなっている。</p>
委員	<p>その他に質問・意見はあるか。</p>
事務局（所長）	<p>例えば、パートナーシップ関係を解消した場合など、証明した内容に変更が生じた場合はどうしているのか。</p>
委員	<p>変更届を出していただくことになっている。</p>
事務局（所長）	<p>ただ、変更届を出さないという可能性もあると思う。同居はしているが、夫婦ではないため、入院や治療に関する同意書を書けないといった悩みを聞いたことがある。また、年金についても、長い間面倒を見ていたのに、夫婦ではないから加味されないという相談もあった。そういった事例については、このファミリーシップで証明することができるのか。</p>
事務局（所長）	<p>他の自治体も毎年事実関係を確認しているわけではなく、宣誓した時点の関係を自治体が証明しているということである。あとは「家族と認めてもらったことが嬉しい」というような、気持ちを受け止めるという意味合いが大きい</p>

会 議 録

委員	いのではないかと考えている。
事務局（所長）	男性カップルの場合は養子を迎えることができるのか。
副委員長	なかなか難しいようだ。特別養子縁組と普通養子縁組があるが、特別養子縁組の場合は異性でないといけないなど、色々とハードルがある。また、里親は委託であるので、それも難しい。ゲイカップルが子どもを持つということはハードルが高い。
事務局（所長）	実子なら可能ではないか。
委員長	実子がいる場合は可能であると思う。ただ、今回は子どもだけではなく、親も制度の対象に入れたいと考えている。例えば、パートナーの親を病院に連れていく場合などに、ファミリーシップの証明を使っていただくことなどを考えている。
副委員長	ファミリーシップ制度を導入することで、どのようなことが考えられるのか、望まれているのかという点が大事である。例えば、先ほどあったように携帯電話の家族割などがあるが。
委員	法律で決まっているものは、基本的には難しいと思われる。
委員長	そうなると、ほとんど変えられないということもあり得るのか。
副委員長	例えば病院では、付き添いや看護、病状の告知などが考えられるのではないか。
事務局（所長）	住宅ローンの借り入れや、生命保険の保険金受け取りなどはどうなるのか。当事者から聞いた話では、例えば、パートナーに子どもがいて、パートナーが亡くなった場合に、ファミリーシップ証明があれば、一緒に暮らしている家族だということで、その後も子どもと一緒に住めるよう有利に働く可能性はあるとのことだった。
委員長	改正案を出すまでに、こういったメリットがあるということを細かく整理できるとよい。
事務局（所長）	制度導入済みの他自治体に聞いてみるのはいかがか。
副委員長	ある自治体に聞いたところでは、メリットがどうということよりも、当事者の思いを受け止めるということが大きいということだった。その自治体のメ

会 議 録

委員長	<p>リットは、保育園の送迎ができるということだったが、豊島区はすでに証明が無くても送迎ができるので、「私たちは家族なんです」という思いを受け止めてあげられるということが大きいと考えている。</p> <p>そもそも、パートナーシップの考え方に対する理解を深めていかなければ、ファミリーシップには繋がらないだろうと思う。</p>
委員	ファミリーシップ制度の導入にデメリットはあるのか。
事務局（所長）	<p>デメリットではないかもしれないが、前述のとおり、宣誓した時点の関係を証明するという制度なので、その後の状況を追うことはできない。ただし、それはパートナーシップ制度も同様であり、他の自治体も毎年確認を取っているわけではない。</p>
副委員長	<p>デメリットではないが、子どもの同意という点が論点になると思う。親がしっかり子どもの意見を聞いて、ファミリーシップを宣誓したのか。そういった同意要件の部分が今後の論点になる気がする。</p>
委員	借金をそのまま引き継がなければならないとか、そういうところまではいかないのか。
事務局（所長）	相続はパートナーシップでもできないので、そこまではいかない。
委員長	男女共同参画推進会議の委員はどういう意向なのか。
事務局（所長）	<p>7月に第1回会議を開催し、ファミリーシップ制度導入を考えているというお話をした。一部の委員から、是非導入してほしいというご意見があったが、それに対して反対の意見はなかった。</p>
委員	<p>学校現場では何かメリット・デメリットがあるかなと考えながら聞いていたが、学校としては保護者であるということが分かれば、それで情報提供はする。その情報に対して何か証明を出してもらっているわけでもない。そこが明確になっていれば、学校現場ではトラブル等はないのかなと思う。</p>
委員長	こういった制度などの教育については、何かやっているのか。
委員	人権の分野の中で、多様な性に関するところは学習しているが、一つ一つの細かい制度までは扱っていない。
委員	保護者参観日とかに同性カップルで来ることも考えられるのか。

会 議 録

委員	それは問題ない。実際、保護者でないと来られないわけではなく、祖母や祖父が来ていることもある。
委員	敬老の祝品として、金婚・ダイヤモンド婚のお祝いを贈呈しているのので、そこをパートナーシップ証明で認めるのかという検討も必要かもしれない。ただ、そもそも婚姻だけで敬老の祝品を渡すこと自体がどうなのかという意見もある。
委員	保健所について、検診等については「お子さんの保護者」という形で実施しているので特段問題は生じないと思う。
委員	里親の話について、東京都も最近、同性カップルを養育里親という形で同性異性関わらず認めつつある。児童手当などの国の制度は国が変わらないというところがあるが、区のベビーシッターの助成制度などの、保護者に対してお金が出るものについては、基本的に同性・異性は関係ないという状態になっていると思う。
委員	子ども家庭支援センターも同じく、「保護者」というくくりになる。あとは、住民票の有無でサービスが使えるか使えないかが変わってくる。そこがしっかり確認できればサービスの的には問題ないと思う。今は、保護者のどちらかが住民票があれば使える。
委員	毎年 e-ラーニングで多様な性自認・性的指向やパートナーシップについてカリキュラムを作成しているので、ファミリーシップ制度についても取り入れられるのではないか。
事務局（所長）	パートナーシップ制度が活用できる事業の有無についての調査を年2回ほど実施する予定である。また、ファミリーシップ制度を導入した場合は、導入に伴って、各課で活用できる事業がないかという調査を実施し、積極的に活動事業を増やしていきたいと考えている。
委員長	やはり制度を導入するメリットや、当事者の人たちが困っていることを整理し、制度の必要性を考えることが大事だと思う。 続いて、議題2「その他」について事務局より説明をお願いする。
事務局（所長）	本日の男女共同参画推進委員会は庁内の会議であるが、別に附属機関とし

会 議 録

委員長	<p>て、男女共同参画推進会議がある。今年度は年2回の開催を予定しており、従来、事務局としては総務部長、男女平等推進センター所長、同センター職員のみが出席していた。</p> <p>毎年、としま男女共同参画推進プランの進捗状況を全庁調査し、その結果について委員から色々のご意見をいただいているが、現状の事務局メンバーのみで回答できないところがあり、今後、プラン全体のことが議題にあるときには、関係課長にも出席いただくようお願いできればと考えている。前回会議のときにも、委員から他の所管課も出てほしいという意見があったため、是非協力をお願いしたい。</p> <p>以上で閉会する。</p>
-----	--